

市第39号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ	を
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ 横浜市南希望が丘地域ケアプラザ	に、
横浜市下倉田地域ケアプラザ	を
横浜市下倉田地域ケアプラザ 横浜市名瀬地域ケアプラザ	に改める。

別表第3中

「横浜市仏向地域ケアプラザ」を

「横浜市仏向地域ケアプラザ

横浜市南希望が丘地域ケアプラザ」に改め、同表に次のように加

える。

横浜市名瀬地域ケアプラザ

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市南希望が丘地域ケアプラザ及び横浜市名瀬地域ケアプラザを設置するため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。